

イギリスの個人貯蓄口座（ISA）の現状と展開

篠田 優

はじめに

二〇一四年一月、日本では「少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（少額投資非課税制度・NISA）」が導入される。同制度は、イギリスで一九九九年四月に導入された「個人貯蓄口座（Individual Savings Accounts：ISA）」という投資および貯蓄に関する優遇税制を倣ったものである。ISAは、あらゆる年齢層や所得階層（特に若年層や低所得者層）における貯蓄習慣の普及や、他の先進国と比較して低水準である年金以外の金融資産形成支援を目的として、ブレア政権下のブラウン財務大臣（当時）を中心に一九九九年四月に導入された税制優遇制度である。ISAは、導入時点では一〇年間の時限措置（その後評価のうえ制度設計と将来的な計画を検討することとされていた）としてスタートしたが、その後利用者が急速に増加したこともあり、後述するいくつかの課題を指摘したうえで、二〇〇八年に恒久的な制度とされた（恒久化決定は二〇〇七年）。

そこで本稿では、イギリスのISAについて制度的な内容と最近までの利用状況について確認し、その後にISAが整備されるまでの展開について確認する。

1 ISAの制度的概要⁽¹⁾

イギリスにはもともと、ISA導入以前から「個人持株計画 (Personal Equity Plan : PEP)」(一九八七年一月導入)と「特別非課税貯蓄口座 (Tax Exempt Special Savings Accounts : TESSA)」(一九九一年一月導入)という株式投資および個人貯蓄に関する優遇税制があった。これらは改善点こそあったものの、概ね成功していた。ISAはこれらを統合する形で導入され現在の制度に至った制度である。導入以降は利用者の増加が続き、二〇一二年度には一四一八万口座が開設され、口座残高は二〇一一年度末時点で三九〇九億ポンド超となり、⁽²⁾ 今後も拡大が見込まれている。

ISAにおいて、中心となっているのは「株式型ISA (Stocks & Shares ISA)」と「預金型ISA (Cash ISA)」の二つである⁽³⁾ (図表1)。過去には「生命保険型ISA (Life Insurance

図表1 イギリスISAの制度的概要

	株式型ISA	預金型ISA
目的	あらゆる年齢層の国民が金融資産を保有することを支援する(投資を含む)貯蓄慣習の普及、および国民が貯蓄非課税制度の享受を平等に受けられるようにする	
開設者	満18歳以上の居住者	満16歳以上の居住者
開設数	年間1口座	
開設期間	なし(2008年より恒久化)	
非課税対象商品	上場株式、証券、英国債、ユニットトラスト、オープンエンド投信会社の株式、社債ファンド、インベストメントトラスト、UCITS適格投資信託、その他投資信託、公社債、保険、預金(預金への利息は課税)	預貯金、MMF、ファンド・オブ・ファンズ
非課税対象	利子、配当、譲渡益等	利子
非課税期間	なし	
年間拠出限度額*1	£11,520 (2013年)	£5,760 (2013年)
累計拠出限度額	なし	
スイッチング	自由	
引出し制限	なし(非課税枠の再利用は不可)	
収益分配金の再投資	年間拠出額に不算入	

*1 年間拠出限度額は毎年変動する。

(出所) HM Revenue & Customs [2013]、日本証券業協会 [2012] を参考に作成

ISA)も存在していたのだが、利用者数が他に比べて増加しなかったこともあり、二〇〇五年に株式型ISAに統合(吸収)された。それではここから、株式型ISAおよび預金型ISA、そして中心的存在とはいえないものの一定の利用者がいるジュニアISAの制度的概要についてみていきたい。

(1) 株式型ISA

株式型ISAについてみていくと、これを開設可能なのは、ISAMネージャーとして監督当局の認可を得た証券業者、銀行、保険会社、投資信託委託会社などである。これらのISAMネージャーに一八歳以上の居住者が一年度あたり一口座開設でき、口座保有期間および非課税期間は特に定められていない。「一年度あたり」という部分についてであるが、一口座であれば毎年度新規に開設することが可能であるという意味である。この場合、前年度に開いた口座は、そのまま残すことも他のISAMネージャーへ手数料なしで移管することもできる。⁽⁴⁾また移管する場合、受け入れを申請されたISAMネージャーは拒否することはできない。

また非課税対象金融商品は、株式、債券、投資信託、保険、預金等とされており、非課税対象は利子、配当、譲渡益等である。なお、ISAから生じる収益分配金は、口座に振り込まれても自動再投資であれば年間拠出金額には算入されない。また株式型ISAにおいては預貯金の保有も可能であるが、ただし預貯金の利息については非課税とならない。ここで想定されている預貯金とは、金融商品への投資原資として入金したものの投資に回されていない資金、または投資後の残額を想定しており、株式型ISAが金融商品への投資奨励のための制度であるためそのような資金は非課税対象外とされている。

そして投資額についてであるが、累計投資額の上限は定められていないものの、年間投資額は上限が定められ

ている。この上限はインフレ率等を勘案して必要に応じて変動することとされており、二〇一三年は一万一五二〇ポンドとなっている。また、口座からの資金の引出しは自由に行えるが、再預け替え（非課税枠の再利用）はできない。なお、投資金融商品の変更（スイッチング）は可能とされている。

（2）預金型ISA

預金型ISAについてみると、これを開設可能なのは、株式型同様にISAマネージャーとして監督当局の認可を得た証券業者、銀行、保険会社、投資信託委託会社などである。ただし、開設可能年齢は株式型とことなり一六歳以上の居住者で、一年度あたり一口座開設することができ、口座保有期間および非課税期間は特に定められていない。なお、預金型ISAの開設は株式型ISAを開設しても可能で、当然その逆も可能である。また預金型ISAも株式型ISAと同様に口座保有期間と非課税期間は定められていない。

そして非課税対象商品は預貯金、MMF、ファンド・オブ・ファンズ等となっており、非課税対象は利子と配当とされている。そして預金型ISAも、収益分配金は年間拠出額に算入されない。また、預金型ISAも累計投資額の上限は定められてはいないものの、年間投資可能額は株式型ISAと同様に上限が定められており、これもインフレ率等を勘案して必要に応じて変動する。二〇一三年は五七六〇ポンドである。なお、預金型ISAも株式型同様に口座からの資金の引出しは自由に行えるが、再預け替え（非課税枠の再利用）はできない。なお、投資金融商品の変更（スイッチング）は可能とされている。

ちなみに、二〇〇八年末までは両ISAともに年間投資限度額は変動することなく一定であった（株式型ISAは七〇〇〇ポンド、預金型ISAは三〇〇〇ポンド）。この年間投資限度額は、インフレ率の動向を鑑みて一

二〇ポンド単位で変動する。

なお、導入当初のISAは株式型や預金型といった口座内の資産種別によってではなく、保有可能口座数および投資可能商品数により、ミニISA (mini ISA) とマキシISA (maxi ISA) という形で分類がされていた。しかしこの区分は複雑であったこともあり、それゆえ金融機関および利用者からの改善要求もあったため、二〇〇八年からは現状のような株式型ISAと預金型ISAのように（後にジュニアISAも制度化）シンプル化された。

(3) ジュニアISA

株式型ISAと預金型ISAの他に、ジュニアISA (Junior ISA) というものもある。これは、財政的な理由から廃止された「チャイルド・トラスト・ファンド (Child Trust Funds: CTF)」という子供のための資産形成ファンドを代替する制度として、二〇一一年一月に導入されたものである。

概要としては、一八歳未満の子供を名義人としてISAMマネージャーに口座を開設し、実際には名義人の両親や祖父母が投資を行う口座で、株式型および預金型の二つがある。投資可能商品は通常の株式型ISAと預金型ISAとほぼ同じであるが、年間投資可能限度額は株式型と預金型を合わせて三六〇〇ポンドである。投資可能商品は、株式、債券、投資信託、保険、預金等とされており、非課税対象は利子、配当、譲渡益等である。

なおジュニアISAは子供を名義人としたISAであるため、本人が一六歳になるまではあらかじめ指定した名義人の保護者が管理し、一六歳からは名義人みずからが管理する。そして名義人が一八歳になった時点で名義人のISAへと移管される。

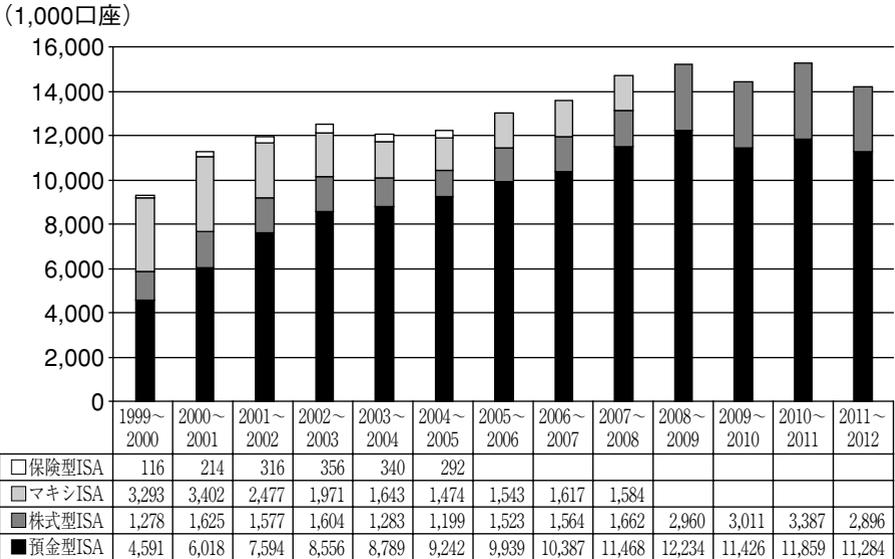
ただし、名義人が一八歳未満のうちは（一六歳以降でも）資金の引出しができず、また口座はひとつのISAマネージャーにしか持たず、そして他のISAマネージャーで口座を開設する際には既存口座で保有している金融商品は新しい口座（ISAマネージャー）へと移管が必要となる。このような制限が課されていることもあり、ジュニアISAは株式型ISAや預金型ISAとは大きくことなるもので、また利用額からみてもISAとして主流な立場に含まれるとはいえない。

2 ISAの利用状況

ここから、ISAの利用状況について中心的位置づけとなっている株式型ISAと預金型ISAを中心にみていく。なお、ジュニアISAについては中心的位置づけから外れることと、制度整備から間もないため展開の方向性についてはつきりしていないことから割愛する。

全体としてみると、ISAの年間申込者数（開設口座数）は安定的に増加しており、二〇一二年度には株式型と預金型を合わせて一四一八万口座の申し込みがあった（図表2）。これは各ISAを開設できる人口の約三〇％の割合である。その中心は預金型ISAであり、二〇一二年度末時点では全ISAの約八〇％が預金型ISAである。そしてISA口座資産残高、つまり株式型ISAを利用しての金融商品への投資残高と預金型ISAへの預貯金額の合計は、二〇一二年度末時点で三九〇〇億ポンド超となった（図表3）。この金額は、イギリスにおける個人金融資産の約一〇％を占める。なお、先に述べたとおり開設口座数は預金型ISAが圧倒的に多いが、資産残高は二〇一二年度末時点で株式型ISAが一九〇三億ポンド、預金型ISAが二〇〇六億ポンドと、投資限度額の上限の違いもあって預金型ISAの方がやや大きい程度となっている。

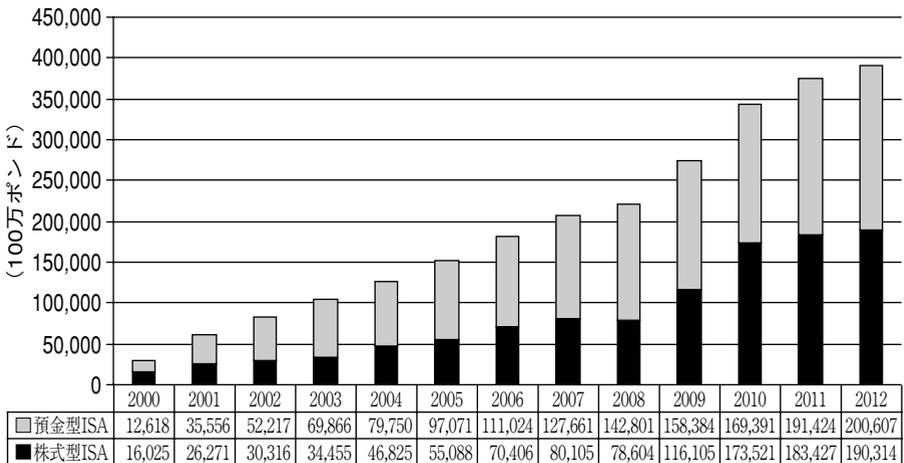
図表 2 ISA口座の年間申込者数推移



(注) 株式型ISAと預金型ISAは、2007～2008年度まではミニISAの個別口座であったため、これを分割。保険型ISAは2005～2006年度以降は株式型ISAに統合された。マキシISAは2008年中に株式型ISAに統合された。したがって、上図表は預金型と株式型（株式型+マキシ+保険型）と読み替えることが可能。

(出所) HM Revenue & Customs [2013] p.19. を参考に筆者作成

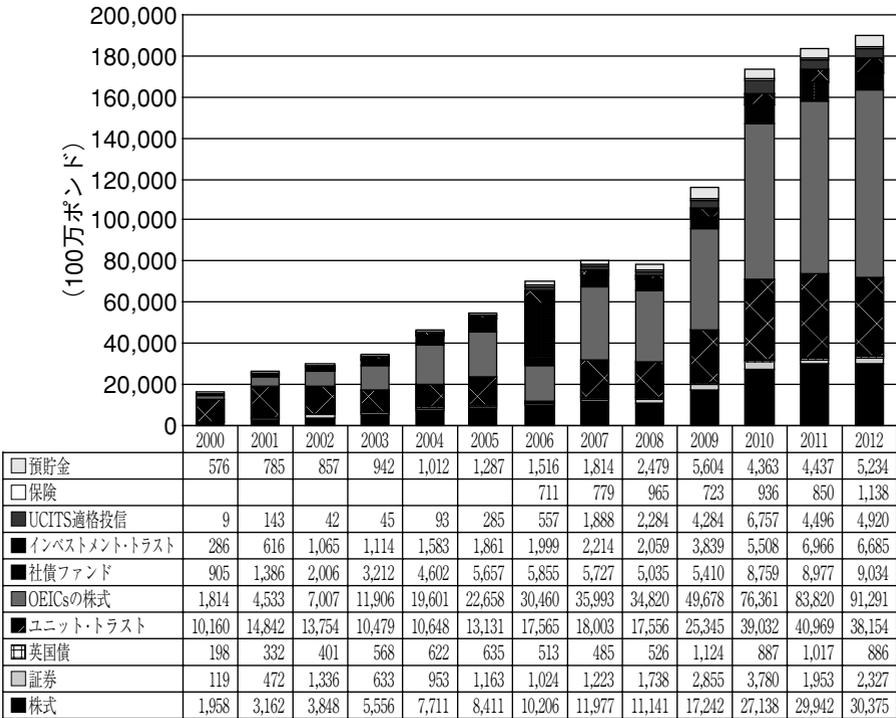
図表 3 株式型ISAと預金型ISAの残高推移



(出所) HM Revenue & Customs

つぎに、株式型ISAと預金型ISAにおける保有商品についてみていくと(図表4)、株式型ISAではオープン・エンドの会社型投資信託、いわゆるOEICs株式が最も多く、つぎに多いのがユニット・トラストである。OEICsとは、二〇〇一年に施行された「Open-Ended Investment Company Regulations 2001」を根拠に設立されたもので、ユニット・トラストと類似していることから多くのユニット・トラストがこれに転換している。他にもインベストメント・トラストやUCITS適格投信などにも投資されており、これらを合わせれば、投資信託の割合は株式型ISAを利用しての投資額の八〇%近くとなる。したがって、株式型ISAは投資信託が投資先を中心であるといえ

図表4 株式型ISAでの保有金融資産残高



(注) OEICは、Open Ended Investment Company のことで、機関投資家や個人の投資先多様化のために設立された集合投資ヴィークル
 (出所) HM Revenue&Customers [2013]、日本証券業協会 [2013] を参考に筆者作成

る。なおイギリス投資信託協会 (Investment Management Association : IMA) のホームページから取得可能な統計によると、株式型 I S A の利用による投資信託投資は平均契約年数が長く、二〇一一年で比較してみれば I S A 経由が六・五年、それ以外が三・八年となっている。また解約率も同様に I S A 利用の方が低い。投資信託に次ぐのが株式で、イギリス歳入税関庁 (HM Revenue & Customers) によれば、家計の保有する投資信託と株式のうち三〇%超がこの株式型 I S A 経由となっている。

ちなみに、株式型 I S A を利用して投資されている投資信託をアセット・クラスで分類すると、中心は株式型⁽⁵⁾ 投信であり全体の五七%、それに続くのが債券型投信とバランス型投信でともに一七%、その他が九%となっている。またそれらには、新興国ファンドや海外ファンドなどのリスク商品も含まれており、株式型 I S A の利用者は低リスク商品を選択傾向ではあるものの、一定の割合でリスク商品にも投資していることがわかる。

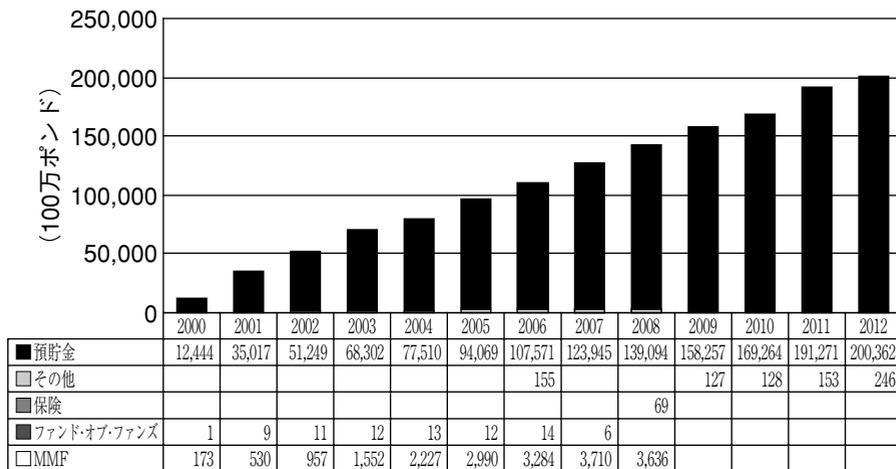
ちなみに I M A によると、株式型 I S A でイギリス籍投資信託へ投資する場合の販売チャネルとしては、かつては独立系金融アドバイザー (Individual Financial Advisor : I F A) や金融機関提携代理人を通じる場合が主流であった。二〇〇九年時点では投資信託契約のうち約九〇%がこのような媒体を経由した契約であった。この仕組みとしては、金融機関が専属契約を交わした I F A や代理人に当該金融機関の販売する投資信託や金融商品を顧客に紹介してもらい、その見返りに金融機関が I F A に手数料を払うものであった。しかし、利益相反の問題から、二〇一三年一月以降はこの手数料を廃止 (禁止) し、顧客から I F A に手数料を支払う方式とした。それもあり、最近では顧客の側に主体的な商品選択意識とコスト意識が生じ、結果として低コストのインターネット経由 (ファンド・プラットフォーム経由) が増加しているよう⁽⁶⁾で、この傾向はさらに高まってインターネット経由が I F A 経由と並んで今後の主流となるとみられている。なお、口座開設にあたっては I F A 経由のほか、イ

インターネット経由や電話、また書類による申し込みも行われている。

そして預金型ISAにおいては、当然ながらほとんどが預金と なっている(図表5)。MMFについては二〇〇八年以降のデー タが収集されていないため不明であるものの、過去の推移からみても、MMFへの投資額は二〇〇九年以降も大きくはないと考え られる。

なお、ISA開設者の属性について特徴的な点を挙げると、開 設者において男女差はないものの男性は株式型ISAを、女性は 預金型ISAを好む傾向がみられている。また所得が高まるにつ れ開設者が多くなり、年齢が上がるほど口座開設者の割合は高ま っている。ただし、株式型ISAで投資を行っている人の年齢構 成は六五歳未満が約八〇%で、通常の口座における株式保有者に おいて六五歳未満の割合が約七〇%であることから、株式型IS Aでは年金受給年齢以下の年齢層の投資意欲を若干ではあるが高 めているといえる。

図表5 預金型ISAでの保有金融資産残高



(出所) HM Revenue&Customers [2013]、日本証券業協会 [2013] を参考に筆者作成

3 I S A 導入までの過程

I S A が導入された一九九九年四月以前のイギリスでは、個人投資に関する優遇税制として、個人持株計画 (P E P) と特別非課税貯蓄口座 (T E S S A) があったことは先にも述べた。それが I S A へと統合 (P E P と T E S S A は廃止) されて現在の仕組みが整ったわけであるが、では P E P および T E S S A はどのような意図で導入され、その後どう展開したのか。ここからは、その点について具体的に確認したい。⁽⁸⁾

その前に、イギリスの個人貯蓄と株式保有構造について確認しておく。一九九〇年代のイギリスでは、個人貯蓄において預貯金よりも年金や生命保険など長期契約の貯蓄の割合が高かった。具体的には、個人貯蓄のうち預金 (銀行預金と住宅金融組出資金) が二〇%以下であったのに対し、年金と保険は合わせて五〇%超であった。それは企業年金への拠出金や年金基金の運用益において税制優遇措置が広範になされていたことが大きな要因に挙げられるが、それもあって株式保有者構造も、年金基金と保険会社が全体の五〇%程度を占めていた。一方で、個人の持ち株比率は一五%から二〇%程度で、一九六〇年代が五〇%超であったことを考えると急激に減少している。この点、当時のイギリスでは株主としての個人の割合が大きく低下しているとして問題視されていた。

(1) 個人持ち株計画 (P E P) の導入背景と展開

一九七九年に誕生したサッチャー政権は、「階級なき社会」の達成を目標のひとつに掲げ、それを実現するための方針として、「大衆資本主義」・「誰もが株主となる社会」を掲げた。P E P はその具体化策のひとつとして一九八七年一月に導入され、とくにこの時期に積極的に行われた国有企業の民営化により大量に発生した個人株

主に積極的に利用された⁽⁹⁾。また一九九一年には単一企業PEPも導入された。

PEPの枠組みとしては、制度名こそ「計画」となっているが、実際には非課税口座制度の創設であった。当初、一般PEPは年間二四〇〇ポンドを上限に、複数の上場株式銘柄や債券、投資信託への投資から得られた配当金（再投資される場合）やキャピタルゲインについて非課税とするもので、単一会社PEPは三〇〇〇ポンドを上限に特定のひとつの企業の株式への投資から得られた配当金が非課税となるものであった。PEPの口座は、監督当局から「プラン・マネージャー」として認可を受けた証券会社や投資顧問業者等に開設可能であった。単一企業PEPの年間投資上限は三〇〇〇ポンドから変わらなかったものの、一般PEPの上限は徐々に拡大され、一九九一年には六〇〇〇ポンドとされた。なお、一般PEPではこの年間上限の範囲内において投資信託も投資対象となっていたが、当初、投資信託は現実の投資総額の上限二五%または上限四二〇ポンドまでと制限されていた。しかし上限は徐々に引き上げられ、一九九三年以降は投資信託に関する制限は廃止され、全てを投資信託に投資することも可能となった。

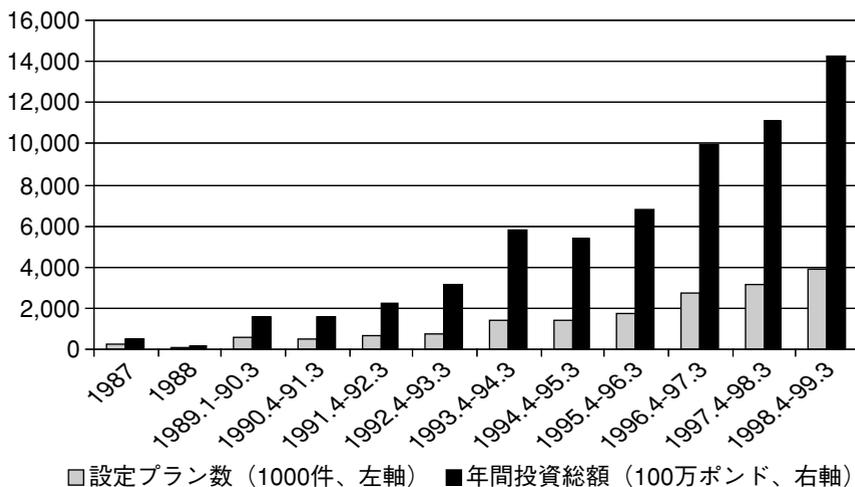
導入時、PEPは意図したような拡大がみられなかった。初年度の一九八七年度こそ開設口座数も二七万口座あったものの、翌年は一二万口座と激減した。年間投資総額も、一九八七年度には四億八〇〇〇万ポンドあったものの、翌年度には二億ポンドとなった（図表6）。PEPが本格的な拡大を示し始めたのは一九九〇年代で、具体的には一九九三年度にPEP枠をすべて使って投資信託に投資できるようになった時期と、大手住宅金融組合の株式会社化（銀行転換）ラッシュによって新たな個人株主が生まれ⁽¹⁰⁾、その株をそのまま転換後の銀行にPEPを開設して保有することが広く行われた一九九七年以降においてである。一九九七年度末には、開設口座は四〇〇万口座を超え、年間投資総額も一八五億ポンドにまで急速に増加した。そしてPEPがISAへと統合され

るまでには、口座数は合計で四六二万口座へと急増した。

最終的にPEPを利用した投資残高は、一九八七年末時点の四億四〇〇万ポンドから一九九三年度初めには一一億九〇〇万ポンド、PEPの廃止が決定した一九九八年度開始時点で七七億五〇〇万ポンドとなった。なお、PEPは一九九九年のISA導入により制度としては廃止されたが、既に投資された分はそのまま有効とされた。

一般PEPを利用して投資された金融商品について具体的にみていくと（図表7）、導入当初は投資信託への投資に制限が課されていたこともあって主に株式が中心であった。しかし、一九九三年に投資信託への投資制限が撤廃されて以降は、株式よりも投資信託が投資対象として中心となり、なかでもユニット・トラストへの投資額が急増した。もちろん、PEPの導入背景には、国有企業の民営化の過程で個人に割り当てられた株式をPEPの利用で保有させ、それにより個人株主の増加（個人投資家の育成）と資本市場の振興を促す意図があった。そのため、PEPにおいて投資信託が中心となることは政策意図からは願わしくなかった側面もある。実際、

図表6 PEPの口座開設数と年間投資額

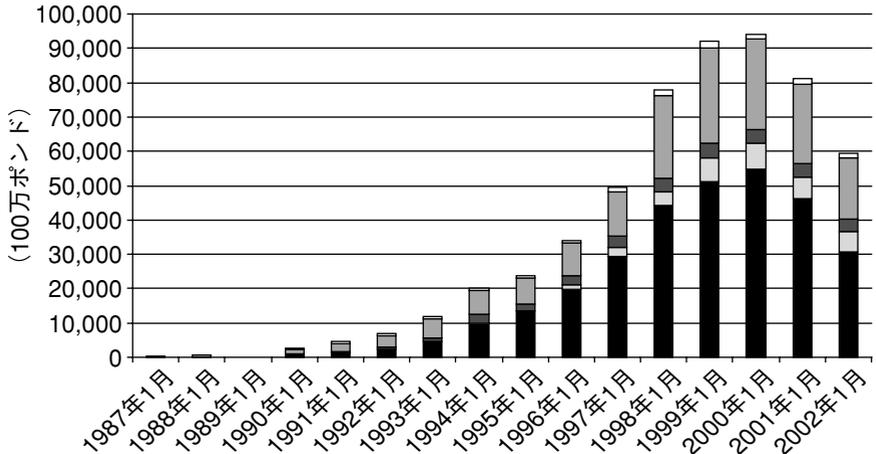


(出所) HM Revenue & Customers

投資枠の確保としてPEP導入当初は投資信託への投資額（割合）を制限していた。しかし、投資信託への資金シフトを問題と政府が捉えているのであれば、政府は後に投資信託への投資制限を解除しなかったであろうことから、この点について政府は意図と大きく反していた、または以後になって問題とは考えなかったということであろう。最終的には、間接的であっても「会社の所有者」たる国民が増加し、その資金が資本市場に流れたことで一定の成果が上がったと判断したのである。

ただし、PEPにおいては投資可能商品が限定的であり、投資対象をより広げる必要があるとの指摘もされていた。そのようなこともあり、PEPの制度改革が進められ、結果として一九九九年には新規申込みが停止されて、つぎに述べるTESSAとの統合によるISSA導入が進められることとなった。

図表7 PEP利用による投資残高の推移と内訳



	1987年 12月	1988年 12月	1990年 4月	1991年 4月	1992年 4月	1993年 4月	1994年 4月	1995年 4月	1996年 4月	1997年 4月	1998年 4月	1999年 4月	2000年 4月	2001年 4月	2002年 4月
□ 預貯金等	70	10	340	450	560	590	690	710	830	1,380	1,540	1,840	1,240	1,430	1,150
■ 株式	300	490	1,380	2,440	3,550	5,710	6,870	7,650	9,550	12,830	24,280	27,700	26,380	23,120	17,810
■ インベストメント・トラスト	5	35	80	180	560	1,070	2,760	2,010	2,640	3,160	3,850	4,180	3,900	4,080	3,610
□ 債券									1,140	2,840	4,100	7,000	7,660	6,170	6,030
■ ユニットトラスト	65	95	800	1,450	2,300	4,520	9,770	13,430	19,960	29,320	44,080	51,200	54,820	46,320	30,650

(出所) HM Revenue & Customs

(2) 特別非課税貯蓄口座 (TESSA) の導入背景と展開

TESSAは一九九一年に導入された貯蓄奨励制度で、その概要は、五年間に限り一年度あたり一八〇〇ポンド(初年度のみ三〇〇〇ポンド)を上限とする預金への非課税制度であった(五年間は据え置き)。具体的には、TESSAを銀行または住宅金融組合に開設し、そこに預け入れられた銀行預金または住宅金融組合出資金等につき元本九〇〇ポンド上限に利子を非課税とするものである。五年が経過した後は「フォローアップTESSA」を開設することが可能となり、もう五年間の利子非課税措置が受けられる。ただ、フォローアップTESSAを開設しても元本九〇〇ポンドという上限は引き上げられず、単純に非課税期間が延長されるだけである。この点は、PEPのような上限の引上げが措置されなかった点から、政府は意図してそのような形式としたのであろうと考えられる。その意味では、これの利用者は非課税効果をPEPほど享受することはできない。

ただしTESSAは、PEPが導入当初に拡大しなかったこととなり、少額から始められることもあって、導入後もなく利用者が拡大した。一九九一年一月の導入からたった二ヶ月間の同年三月までに、銀行と住宅金融組合を合わせて二〇八万二〇〇〇口座(PEPの初年度は二七万口座)開設され、翌年度は初年度の反動で減少したものの九八万二〇〇〇口座が開設された(図表8)。とはいえ、TESSAは年度内預入可能資金額が一八〇〇ポンドとPEP(一九九一年度時点で六〇〇〇ポンド)に比べて少なかったこともあり、利用残高は増加したもののPEPほどの額ではなかった。

この点について、のちに業態間の資金移動という面で問題が生じた。簡潔に述べれば、先に述べたとおりPEPでは投資信託が投資先の大部分を占めることとなったが、投資信託に向かった資金は固定化される傾向にあり、その額も制度設計上TESSAに比較してずっと多かった。そのため、とくにTESSAに資金調達の大きな部

分を頼っていた住宅金融組合において、資金が集まり難しくなると
いう問題が生じた。また、TESSAの年度内預入可能資金額が
一八〇〇ポンドであったことから、非課税制度を利用したい個人
は、TESSAを優先的に考えていたとしても、この額を超える
資金はPEPへと回すこととなる。さらに、TESSAは預金利
子の免除であった一方で、PEPは再投資された配当金やキャピ
タルゲインに対する税も免除された。すると個人にとってメリッ
トが大きいのはPEPであり、これも個人がTESSAよりPE
Pを愛好することにつながった。また、TESSAは非課税措置
を受けるためには資金を五年間据え置く必要もあったが、これが
利用者に不便であった。そのようなこともあり、とくにTESS
Aに資金調達の多くを頼っていた住宅金融組合の側から、両制度
間の不均衡を解消することの要望が高まっていった。そしてそれ
が、TESSA側からみた一九九九年の制度改革、すなわちPE
PとTESSAを統合したISAの導入へとつながった大きな要
因である。なお、TESSAもISAへと統合されて廃止される
にあたり、既存の口座は期限まで有効とされた。

図表 8 TESSAの口座数および残高推移

(1,000口座、100万ポンド)

	住宅金融組合		銀行		合計	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
1991	1,351	3,847	731	1,654	2,082	5,141
1992	2,065	7,215	999	3,197	3,064	10,412
1993	2,559	11,322	1,135	4,694	3,694	16,016
1994	2,875	15,409	1,178	5,974	4,053	21,383
1995	3,046	18,457	1,253	7,129	4,299	25,586
1996	2,965	17,881	1,476	6,664	4,441	24,545
1997	2,881	17,603	1,857	8,545	4,738	26,147
1998	1,067	8,718	3,396	19,066	5,003	27,784
1999	1,989	10,452	3,567	19,792	5,556	30,244
2000	1,958	10,869	3,281	18,948	5,239	29,816
2001	1,154	6,447	2,510	12,161	3,664	18,683
2002	843	4,916	1,798	7,261	2,641	12,177
2003	509	3,154	1,082	4,657	1,591	7,811

おわりに

以上みてきたように、イギリスにおいてはまずPEPとして個人株主の増加を意図した証券投資優遇税制が制度化され、つぎにTESSAとして貯蓄率向上を意図した優遇税制が追加され、そしてそれらの問題を改善した双方併せ持つかたちのISAが導入された。

ISAでは、PEPとTESSAの両建てであった時期と同様に、貯蓄より証券投資により多くの制度的優遇措置がなされている。これがイギリスの投資信託市場への資金誘導を促し、現在のイギリス投資信託市場とそれ先にある資本市場の一助となった側面もある。日本でも二〇一四年一月にNISAが導入されるが、これについては、もちろん違いはあれどもISAという株式型のみ制度化されている。最近では長引く不況と高齢化などから貯蓄率が低下しているとはいえ、日本の個人金融資産の多くが現在も銀行預金であることから、NISAには資金をとくに投資信託へと誘導し、結果として個人資産形成を促すことにくわえ、資本市場の活性化に寄与することも期待できる。イギリスのISAの現状と展開を把握し、また今後を注視することは、NISAを考える意味でも意義があろう。

注

- (1) HM Revenue & Customs [二〇一三]、日本証券業協会 [二〇一二]、齊藤 [二〇〇三] を参考とした。
- (2) HM Revenue & Customs [二〇一三] より。
- (3) 日本証券業協会 [二〇一二] を参考とした。
- (4) この点は、預金型ISAも同様である。ただし、株式型ISAと預金型ISAの間の移管に関しては制限がある。す

なわち株式型 I S A は、他業者の株式型 I S A に移管が可能だが預金型 I S A への移管はできない。この点、預金型 I S A は他業者の預金型 I S A にも株式型 I S A にも移管が可能である。

- (5) H S B C 投資信託「二〇一三」P. 9 を参考とした。
- (6) H S B C 投資信託「二〇一三」および三菱 U F J 投信「二〇一三」を参考とした。
- (7) イングランド銀行のホームページから取得した統計データによる。
- (8) 齊藤「二〇〇三」を参考とした。
- (9) これは当然、個人資産形成の奨励と同時に資本市場活性化の意図も含まれていたものであった。
- (10) 住宅金融組合への預金者（出資者）には、銀行転換に伴い株式が割り当てられた。

参考文献

- ・ 齊藤美彦「二〇〇三」、「英国における個人投資・貯蓄優遇税制― P E P ・ T E S S A から I S A へ」、『金融』二〇〇三年一〇月号二頁〜九頁、全国銀行協会。
- ・ 日本証券業協会「二〇一三」、「英国の I S A (Individual Savings Account) の実施状況等について―英国の実態調査報告」、二〇一二年十一月、日本証券業協会。
- ・ H S B C 投資信託「二〇一三」、「英国の成功例から学ぶ I S A」(Web資料)、二〇一三年四月。
- ・ H M Revenue & Customs [2013], Individual Savings Account (ISA) Statistics, April 2013, H M Revenue & Customs.

参考URL

三菱UFJ信託：<http://www.am.mufg.jp/nisa/column/uk/>

(あなた すぐる・客員研究員)